**なかつ情報プラザ施設使用許可書**

年　　月　　日

申請者

　団体名

　氏　名　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　中津市長

　なかつ情報プラザの設置及び管理に関する条例第５条第１項の規定に基づき、次のとおり使用（変更使用）を許可します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用団体名 |  | |
| 使用責任者  （連絡担当者） | 氏　名　　　　　　　　　　　　　電話番号 | |
| 使用目的  (内容) |  | 入場料等の有無 |
|  |
| 使用日時 | 年　　月　　日（　曜日）　　時　　分から  　　　　　　　　　　　　　　　　時　　分まで | 使用予定人数 |
| 名 |
| 使用施設 |  | |
| 使用設備 |  | |
| 許可条件 |  | |

条例に基づく使用料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 名称 | 使用料 | |
| 会議室 | 会議室１ | １時間につき | ６６０円 |
| 会議室２　会議室３ | １時間につき | ４４０円 |
| 研修室 | 研修室１　研修室２ | １時間につき | ２，２００円 |
| 研究室 | 研究室１　研修室２ | １月につき | ６０，５００円 |
| 設　備 | 冷暖房設備 | １時間につき | 区分のうち、会議室及び研修室については、使用料の５割に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、研究室については、徴収しない。 |

１　使用時間に１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げて計算する。

２　研究室の使用期間が１月未満であるとき又は使用期間に１月未満の端数があるときの使用料の額は、当該１月未満の期間については日割りにより計算する。ただし、その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。